

愛知県環境と安全に配慮した農業に関する 実施方針

平成29年3月

目 次

I 趣旨	1
II 基本的な考え方	2
III 課題と推進方策	3
1 肥料、有機質資材等の適正な利用	
2 農薬の適正な使用と総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の普及推進	
3 農業用使用済プラスチックの適正処理と排出量の抑制	
4 省エネルギー等の取組による温室効果ガスの発生抑制	
5 農業者と消費者・流通関係者の相互理解の促進	
IV 環境と安全に配慮した農業生産技術の開発	10
1 安全で信頼に応える農業生産を実現する技術の開発	
2 環境に配慮した持続的農業技術の開発	
3 地域の環境保全と資源の活用を図る技術の開発	
4 その他環境に配慮した農業生産技術の開発	
V 推進及び検討体制	12
1 県域における推進及び検討体制	
2 地域段階における推進体制	
3 市町村段階における推進体制	
VI これまでの取組	13
1 愛知県環境保全型農業推進基本方針 （平成6年～平成8年）	
2 愛知県環境保全型農業推進基本方針の改正 （平成9年～平成18年）	
3 愛知県環境保全型農業推進基本方針の一部改正 （平成11年～平成18年）	
4 愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画 （平成20年～平成23年）	
5 愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画 （平成24年～平成27年）	
用語解説	16

愛知県環境と安全に配慮した農業に関する実施方針

平成29年3月31日策定

I 趣旨

- 農業の基本的な役割は、私たちが生きていく上でなくてはならない食料の生産と供給です。生産にあたっては、施肥や農薬による防除、化石燃料由来の資材の利用などにより、生産性の向上を図ってきましたが、一方で、肥料が過剰に施用されたり、誤って農薬が使用されたりすれば、環境への負荷の増大や、農産物の安全性の低下を招く可能性もあります。
- 本県では、平成6年3月に愛知県環境保全型農業推進基本方針を初めて策定し、化学肥料・化学合成農薬の使用削減を推進してきました。平成20年3月には「愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画」として改定し、環境保全型農業の取組に加え、GAP手法導入といった食品安全等の視点を導入し、推進してきました。

これまで20年間の取組により、エコファーマーの新規認定者数やGAP手法の取組み産地数は着実に増加してきており、環境と安全に配慮した農業への取組は県内にかなり根付いたと考えられます。
- このため、今後は「食と緑の基本計画」の中において環境に配慮した取組を位置づけ、この実施方針と連携を取りつつ取り組んでいくこととしました。
- 本来、農業は最も環境と調和した産業ですが、環境に負荷をかける側面も持ち合わせています。農業が持続的に発展を続けるためには、環境に配慮した様々な取組みにより、農業の自然循環機能の維持増進を図ることが重要です。また、関係者は常に問題意識を持ちつつ取り組むことが必要です。

Ⅱ 基本的な考え方

- 環境と安全に配慮した農業を、有機農業を含めて「農業の持つ物質循環機能を生かし、環境負荷要因となり得る肥料や有機質資材、農薬等の各種資材の適正な使用によって、土壌、水、大気、生態系等への負荷低減と、農薬残留や有害物質による汚染などが起こらないよう農産物の安全確保に、最大限に配慮した農業」と位置づけ、本県の農業全体が環境と安全に配慮した農業になるように推進します。
- 推進にあたっては、県、市町村、農業団体等関係者が共通の認識のもとで、一体となった取組を行うとともに、農業者自らが、農業による環境負荷を正しく認識し、持続可能な農業の実現に向け、環境と安全に配慮した農業に主体的に取り組むよう啓発を進めます。また、環境と安全に配慮した農業生産の取組について、わかりやすい情報発信等に努め、県民の皆さんに理解と協力をいただけるように努めます。
- 県は、農業者、農業団体、生産資材団体等と協力して、環境と安全に配慮した農業生産技術を開発するとともに、開発された技術については、市町村、農業団体等と連携しながら、地域への速やかな普及、定着を図ります。
- 市町村及び農業団体は、環境保全型農業直接支払制度を始め関連事業を活用し、環境と安全に配慮した農業の普及に必要な条件整備を行うこととします。また、県は、こうした取組を積極的に支援します。
- 農業者にあっては、愛知県農産物環境安全推進マニュアルを始めとしたGAP手法の導入やエコファーマーとしての取組を積極的に進めるものとします。
- なお、農業を取り巻く情勢の変化、施策の推進状況等によって必要な場合には、この方針の見直しを行います。

Ⅲ 課題と推進方策

1 肥料、有機質資材等の適正な利用

(1) 課題

ア 県施肥基準の遵守

- 県では、環境負荷の低減に配慮し、作物に利用されない余剰肥料成分を最小限にするため、作物ごとに最も効率のよい施肥量を施肥基準として示しています。
- 各産地において栽培ごよみを作成する場合は、この施肥基準を考慮して作成するとともに、農業者において、栽培ごよみや施肥基準に基づく適正な施肥が行われるようにすることが必要です。

イ 施肥技術等の改善

- ほ場によって、土壤に含まれている肥料成分量には違いがあるため、土壤診断を定期的に実施し、土壤中の肥料成分を考慮した施肥を行うことが重要です。
 - ・リン酸、カリが過剰に蓄積した土壤では、低成分肥料（窒素に対してリン酸やカリ成分の少ない肥料）の施用により、環境への負荷と肥料コストを同時に低減することができます。
- 家畜ふん堆肥を長期連用し、堆肥由来の窒素の利用率が上昇したほ場では、堆肥由来の窒素を活用し、基肥窒素を低減することができるのと同時に溶脱する窒素も抑制することが可能です。
- 肥料の利用効率を上げるためには、作物の生育に合わせて肥料成分を供給することができる肥効調節型肥料の施用や、肥料を利用されやすい位置に集中的に施す局所施肥などの技術が活用できます。

また、水田においては、不耕起V溝直播栽培で深水無落水管理をすることで、無効分げつが抑制され、肥料の利用率が高まり、施肥量の節減になります。
- 水田からの濁水の流出防止技術としては、浅水代かきを実施することが有効です。

ウ 有機質資材の適正な利用

- 堆肥等の有機質資材の施用は土づくりに有効ですが、過剰に施用した場合は土壤中に肥料成分が蓄積するおそれがあります。このため、県では、環境に負荷を与えない施用量を有機質資材施用基準として示しており、この基準を参考にして、施用量が過剰にならないようにすることが必要です。
- 有機質資材を施用した後、長期間作付けがされないと、雨によって肥料成分が流亡するため、堆肥施用後は長期間放置しないようにするか、緑肥栽培を計画的に組み入れる必要があります。

エ 有害物質による汚染の防止

- 堆肥や汚泥肥料の中には微量の重金属を含むものがあり、それらを長期間にわたり過剰に施用すると、重金属が土壤中に蓄積して作物の生育に影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、堆肥等を施用する場合は、肥料取締法に基づく表示などにより含有成分を確認した上で適切に使用し、土壤中の重金属の蓄積を防止することが必要です。

(2) 推進方策

推進内容	役割分担					
	農業者	農業団体	生産資材団体	流通関係者	消費者	県市町村
県施肥基準の遵守 ○ 県施肥基準や産地で決められた施肥量を遵守します。 ○ 各産地において、栽培ごよみや、それに類する栽培指導資料については、県施肥基準を考慮して作成します。	○	○	○			○
施肥技術等の改善 ○ 定期的な土壌診断により、土壌中の肥料成分を考慮した施肥を行います。 ○ 肥効調節型肥料の施用や局所施肥などの技術について、現地への普及推進を行います。 ○ 浅水代かきの実施など、水田からの濁水の流出削減に努めます。 ○ 堆肥由来窒素の有効な活用を努めます。	○	○	○			○
有機質資材の適正な利用 ○ 有機質資材施用基準を遵守します。 ○ 有機質資材施用基準の遵守や緑肥作物の利用推進についての啓発を行います。 ○ 有機質資材の肥料効果を考慮した施肥方法を推進します。	○	○	○			○
有害物質による汚染の防止 ○ 肥料取締法に基づいた資材を適正に利用します。 ○ 堆肥などの資材について、肥料取締法に基づく、登録・届出が適正に行われるように推進します。 ○ 肥料取締法に基づく、肥料業者、肥料販売業者等に対する立入検査を実施します。 ○ 有害物質を含むおそれがある資材について、その安全性を確認するため、必要に応じて、重金属の分析を行います。	○	○	○			○

2 農薬の適正な使用と総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の普及推進

(1) 課題

ア 農薬の適正な使用の推進

- 農薬は、農作物などを病害虫、雑草などから保護し、あるいは作物自体の生育を調節することにより、農業の生産性を高めるために用いる重要な農業資材です。農薬の使用に当たっては、環境への負荷、人畜・水産動植物の危被害及び食品中への農薬残留等の面から問題が生じないように、農薬を使用する者が遵守すべき基準、農業病害虫防除の手引き及び県農薬安全使用指導指針を示しています。
- 農薬を安全かつ適正に使用するためには、農薬の特性、使用方法、危害防止方法、中毒時における措置等について、使用者自身が十分認識を深めていることが重要です。
- 農薬の使用に当たっては、家畜、蜜蜂等に対する危被害が発生しないよう、家畜飼養者や養蜂家、関係団体等との密な連携を図る必要があります。
- 水産動植物に対する危被害や公共用水域等の水質の汚濁を未然に防ぐため、水産動植物等への影響が少ない農薬を選択するとともに、水田では農薬散布後1週間程度は田水の流出を止める必要があります。

イ 農薬飛散防止対策の推進

- 食品衛生法のポジティブリスト制度に対応するため、農薬がほ場外へ飛散し目的外の農作物に付着することのないように注意することが必要です。
- 住宅地内や住宅地に近接した農地で農薬を散布する時には、風向きに注意するなど、飛散防止に努めるとともに、事前に近隣住民に周知することが必要です。

ウ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の普及推進

- 人の健康に対するリスクと環境への負荷軽減を図るため、病害虫・雑草の発生しにくい環境を整えるとともに、病害虫等の発生状況に基づき防除要否を判断し、利用可能な防除技術を組み合わせ、病害虫等の発生を抑えるための適切な手段を総合的に講じるIPMの取り組みを一層推進する必要があります。

(2) 推進方策

推進内容	役割分担					
	農業者	農業団体	生産資材団体	流通関係者	消費者	県市町村
農薬の適正な使用推進 ○ 法令等に基づいて農薬を適正に使用します。 ○ 毎年、農業病虫害防除の手引きを作成し、法令に基づいた農薬の適正使用を推進します。 ○ 人畜等への危被害及び食品中への農薬の残留を防止するため、農薬安全使用講習会を開催するなど、農薬使用者に対する農薬適正使用の啓発、指導を行います。	○		○			○
農薬飛散防止対策の推進 ○ 農薬の飛散防止等の危害防止に努めます。 ○ 農薬危害防止講習会を開催し、関係機関、団体が連携して、農薬の飛散防止等危害防止対策の啓発を行います。	○		○			○
総合的病虫害・雑草管理（IPM）技術の普及推進 ○ IPMを実践します。 ○ IPMの考え方に基づいた防除を推進します。 ○ インターネットの「あいち病虫害情報」に、病虫害発生予察情報や農業病虫害防除の手引き等を掲載し、IPM実践のための情報を提供します。	○		○			○

3 農業用使用済プラスチックの適正処理と排出量の抑制

(1) 課題

- 施設園芸などに使用されるフィルム等の農業用プラスチック類は、重要な生産資材です。また、肥料や農薬の袋や容器などにもプラスチック製のものがあります。これらの資材の利用に伴い、使用済プラスチックフィルムや農薬の空容器等様々なものが排出されます。これらは、野焼きや不法投棄など不適切な処理をすれば環境に悪影響を与える恐れがありますが、適切にリサイクルすれば、資源として再利用することが可能です。

(2) 推進方策

推進内容	役割分担					
	農業者	農業団体	生産資材団体	流通関係者	消費者	県市町村
農業用使用済プラスチックの適正処理 ○ 農業用使用済プラスチックの適正な処理に努めます。 ○ 農業者に対する啓発及び関係機関による指導を通じて、リサイクルを中心とした適正な回収処理を進めます。	○	○	○			○ ○
農業用使用済プラスチックの排出量の抑制 ○ 農業用使用済プラスチックの排出量の抑制に努めます。 ○ 排出量抑制のため、生分解性プラスチック及び長期展張性フィルムの利用による排出量の削減を推進します。	○	○	○			○ ○

4 省エネルギー等の取組による温室効果ガスの発生抑制

(1) 課題

- 農業は、農機具や暖房用ボイラーの運転に石油など化石燃料を使用しており、これらは地球温暖化の要因である二酸化炭素や大気汚染物質を発生させます。農機具や暖房用ボイラーなどの利用に当たっては、エネルギー消費の節減や代替エネルギーの利用を意識して使用することが必要です。
- 窒素の過剰な施用は、温室効果ガスである一酸化二窒素を発生させます。
- 土壌は、地球規模の炭素循環、炭素の貯留の場として重要な役割を果たしており、有機物の施用など適切な土壌管理を通じて、土壌への炭素貯留を促進することは、地球温暖化防止の観点からも重要です。

(2) 推進方策

推進内容	役割分担					
	農業者	農業団体	生産資材団体	流通関係者	消費者	県市町村
省エネルギー等の取組による温室効果ガスの発生抑制 ○ 省エネルギーに対応した施設・設備の設置や省エネルギーを意識した栽培技術に取り組みます。 ○ 「石油価格等高騰対策技術指針」（平成20年度改訂）に基づき、農業者の省エネルギー対策の取組を支援します。 ○ 施設園芸における効率的な温度管理技術、保温効率の向上技術、排熱を利用する技術等による省エネルギー栽培技術を開発します。 ○ 省エネルギーの取組等二酸化炭素の排出量削減のための取組について、関係者がそれぞれの立場において啓発活動を実施します。 ○ 県施肥基準に基づく適正な施肥を推進します。 ○ 堆肥施用等による炭素貯留技術を開発します。	○					
		○	○			○
		○	○			○
		○	○			○
		○	○			○
		○	○			○

5 農業者と消費者・流通関係者の相互理解の促進

(1) 課題

- 消費者や流通関係者に理解を求めるためには、生産・出荷組織や大規模農家等において農業生産工程管理手法（GAP手法）を導入し、農業生産活動の改善や環境負荷の低減や農産物の安全性の確保のための取組みを見える化することが重要です。
- 農業者は、こうしたGAP手法に基づく環境対策や安全対策への取組を情報発信するとともに、消費者や流通関係者の意見に耳を傾け、消費者とのコミュニケーションを深めていくことが必要です。
- こうした行動によって、相互理解が促進されることにより、流通関係者や消費者が、環境と安全に配慮した農業により生産された農産物を選択することが期待されます。

(2) 推進方策

推進内容	役割分担						
	農業者	農業団体	生産資材団体	流通関係者	消費者	県	市町村
農業者と消費者・流通関係者の相互理解の促進							
○ 産地等において、愛知県農産物環境安全推進マニュアルを始めとしたGAP手法に取り組みます。	○	○					
○ GAP手法について、関係者が一体となって、研修会等を各地で開催することなどにより、農業者に対してその取組の意義の啓発を行います。		○	○			○	
○ 産地等におけるGAP手法の取組みなど環境と安全に配慮した農業について、イベントや広報資料、インターネットを活用して、関連情報の発信を行い、県民の理解と協力を求めます。	○	○	○	○	○	○	○
○ 農業者と消費者、流通関係者等との意見、情報交換を促進するため、現地における交流会、意見交換会等を各地で開催します。	○	○	○	○	○	○	○

IV 環境と安全に配慮した農業生産技術の開発

本県の農業全体を一層環境と安全に配慮したものとしていくためには、安全で良質な農産物を生産する技術・品種や環境への負荷を低減する生産技術などの開発が不可欠です。

県では、農業総合試験場が中心となって、関係機関、関係団体と協力しながら、技術開発に取り組めます。

1 安全で信頼に応える農業生産を実現する技術の開発

対象作物	研究内容
作物	○茶の耕種的害虫防除技術を開発します。
花き	○微小害虫に対する天敵の利用技術を開発します。
全般	○LAMP法による病害虫診断技術を開発します。 ○有機物施用による土壌残留農薬低減技術を開発します。

2 環境に配慮した持続的農業技術の開発

対象作物	研究内容
作物	○水田のカリウム、鉄含有量の実態解明に基づく持続的土壌管理技術を開発します。 ○害虫予察灯のLED光源を開発します。
野菜	○家畜ふん堆肥の長期連用による土壌肥沃度向上に基づく露地野菜の適正施肥指針を策定します。 ○可給態窒素の診断に基づき、キャベツと夏作物の年2作体系における適正施肥指針を策定します。 ○細粒質黄色土畑における緑肥の導入による窒素減肥技術を開発します。 ○砂質畑土壌における土壌残存肥料成分の有効利用技術を確立します。 ○畑土壌の蓄積リン、土壌起源カリウムの供給量評価に基づく施肥技術を開発します。
果樹	○イチジク株枯病の病害虫抑制技術を開発します。

3 地域の環境保全と資源の活用を図る技術の開発

区 分	研究内容
畜産	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業から排出される食品製造副産物を活用した豚肉生産方法を確立します。 ○産業廃棄物を活用した良質な堆肥生産技術を確立します。 ○脱臭機能性資材の利用による悪臭対策技術を確立します。 ○簡易で低コストな畜産汚水中の窒素、リン低減技術を開発します。
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○農業水路に転落したカエル類の脱出工法を開発します。

4 その他環境に配慮した農業生産技術の開発

対象作物	研究内容
作物	<ul style="list-style-type: none"> ○低農薬栽培を進める水稻品種を開発します。
野菜	<ul style="list-style-type: none"> ○キャベツの養分吸収特性に基づいた効率的施肥技術を開発します。 ○病害虫抵抗性品種を開発します。
花き	<ul style="list-style-type: none"> ○低温伸長性・低温開花性品種を開発します。 ○病害虫抵抗性品種を開発します。
畜産	<ul style="list-style-type: none"> ○養牛のための未利用資源を用いた低コスト生産技術を確立します。 ○鶏卵肉のための未利用資源を用いた低コスト生産技術を確立します。
全般	<ul style="list-style-type: none"> ○病害虫抵抗性の遺伝子マーカーを開発します。

V 推進及び検討体制

1 県域における推進及び検討体制

県域では、農業団体、農業生産資材団体、流通関係者、消費者団体等からなる「愛知県環境と安全に配慮した農業推進協議会」を設置し、この方針に掲げられた事項の実行に向けて関係者間の連絡・調整や進行管理などを行います。

各地域での取組に対しては、情報伝達、地域情報の収集発信、技術指導、地域が取り組むべき課題の提言、適当な補助事業の採択などを通して、その活動を支援します。

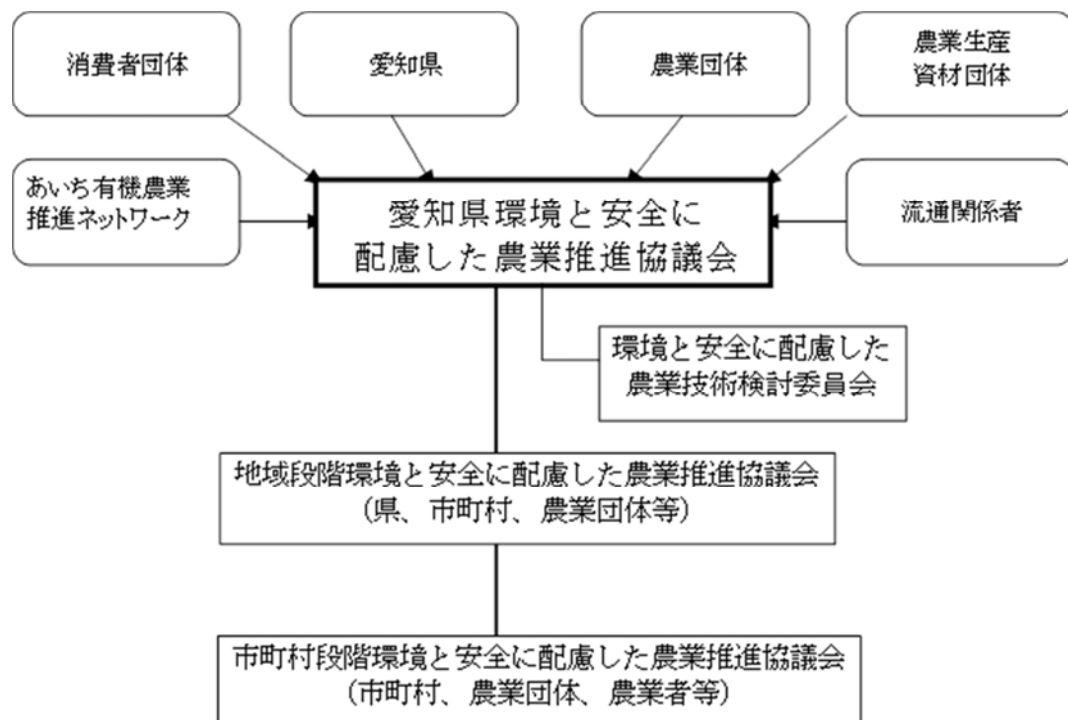
また、施肥方法、病虫害防除方法、有機物施用方法等、環境保全型農業を推進するための技術的課題や、GAP手法や有機農業などの個別課題を検討するため、協議会の中に、「環境と安全に配慮した農業技術検討委員会」を設置します。

2 地域段階における推進体制

各農林水産事務所段階においても、「環境と安全に配慮した地域農業推進協議会」を設置し、方針に対応した、地域段階の目標達成に向けた進行管理を実施するとともに、農業者、農業団体、市町村、県関係機関等が情報交換に努めるなど、それぞれの連携によって、地域の実情に応じた推進を図るものとします。

3 市町村段階における推進体制

市町村段階では、環境と安全に配慮した農業推進体制を整備するとともに、地域の課題、課題解決に向けた取組の推進方策、推進目標を明記した推進方針等を策定し、地域に即した推進を図るものとします。



VI これまでの取組

1 愛知県環境保全型農業推進基本方針（平成6年～平成8年）

策定年度：平成6年3月

目標年：平成8年

目標：平成4年を基準年として、目標年までに化学肥料・農薬の使用を有効成分、使用量、使用回数を考慮して概ね2割節減。

評価：化学肥料使用量（窒素成分）は1.8%増加、化学農薬使用量（10a当たりの出荷量）は2.8%増加となり、目標は達成できなかった。

年度	肥料流通量				化学肥料削減率	農薬				化学農薬削減率
	県全体の流通量	単位面積当たり肥料成分量(kg/10a)				出荷量(t)	10a当たり出荷量(kg/10a)	成分量(t)	10a当たり成分量(kg/10a)	
		窒素	リン酸	カリ						
4	162,250	17.3	13.1	14.9	100	12,058	13.83	-	-	100
5	162,572	18.1	13.8	15.9	↓	12,309	14.38	-	-	↓
6	152,888	17.7	13.1	15.6		12,091	14.34	-	-	
7	149,552	18.0	13.2	15.9		11,787	14.34	-	-	
8	142,312	17.7	12.9	15.5		11,396	14.21	-	-	

2 愛知県環境保全型農業推進基本方針の改正（平成9年～平成18年）

改正年度：平成9年10月

目標年：概ね10年後（平成18年）

目標：平成9年を基準年として、目標年までに化学肥料・農薬の使用を有効成分、使用量、使用回数を考慮して概ね2割節減。

評価：化学肥料使用量（窒素成分）は21.9%削減、化学農薬使用量（10a当たり出荷量）は23.5%削減となり、目標を達成した。

年度	肥料流通量				化学肥料削減率	農薬				化学農薬削減率	
	県全体の流通量	単位面積当たり肥料成分量(kg/10a)				出荷量(t)	10a当たり出荷量(kg/10a)	成分量(t)	10a当たり成分量(kg/10a)		
		窒素	リン酸	カリ							
9	132,558	17.5	12.0	14.5	100	10,634	13.38	-	-	100	
10	130,779	16.7	11.9	14.6	↓	9,986	12.72	-	-	↓	
11	124,189	16.1	11.3	13.2		9,471	12.19	-	-		
12	120,696	15.8	10.3	12.2		9,180	11.83	2,515.6	3.24		
13	114,842	15.1	10.3	11.8		8,623	11.06	2,127.8	2.73		
14	107,926	14.1	9.9	10.3		7,987	10.25	2,017.3	2.59		
15	103,653	14.2	9.6	10.5		8,007	10.34	2,208.2	2.85		
16	95,908	15.1	8.9	10.0		7,712	10.04	1,940.1	2.53		
17	97,197	13.4	8.9	9.9		7,741	10.04	2,018.7	2.62		
18	96,979	13.7	8.8	9.7		7,780	10.24	2,155.7	2.84		76.5

3 愛知県環境保全型農業推進基本方針の一部改正（平成11年～平成18年）

改正年度：平成11年4月

改正内容：有機農業を、環境保全型農業の一つとして位置付け、条件の整った地域での活動を支援する。また、市町村における推進体制の整備及び、環境保全型農業推進方針を策定した。

評価：市町村の推進体制の整備について、平成27年実績で、愛知県内54市町村のうち、49市町村で整備された。

4 愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画（平成20年～平成23年）

策定年度：平成20年3月

目標年：平成23年度

- 目標：①平成18年を基準として化学肥料・農薬の使用量を概ね10%節減。
 ②エコファーマーを4500人育成。
 ③GAP手法を概ね100産地に導入。

評価：①については、化学肥料使用量（窒素成分）は13%削減となり目標を達成したが、化学農薬使用量（10a当たり成分量）は4.8%削減となり、目標値には達しなかった。
 ②については、平成24年1月11日時点で4204人となり、目標値には達しなかった。
 ③については、平成23年12月末時点で、108産地となり、目標を達成した。

年度	肥料流通量				化学肥料削減率	農薬				化学農薬削減率
	県全体の流通量	単位面積当たり肥料成分量(kg/10a)				出荷量(t)	10a当たり出荷量(kg/10a)	成分量(t)	10a当たり成分量(kg/10a)	
		窒素	リン酸	カリ						
18	96,979	13.7	8.8	9.7	100 ↓ 87.0	7,780	10.24	2,155.7	2.84	100 ↓ 95.2
19	102,279	14.5	9.5	10.1		8,786	11.65	2,119.2	2.81	
20	68,113	9.9	6.0	6.8		10,002	13.50	2,325.7	3.14	
21	94,640	14.7	8.6	9.6		9,642	13.14	2,031.4	2.77	
22	84,205	13.1	7.4	8.6		9,333	12.86	2,004.1	2.76	
23	76,457	11.9	6.6	7.5		10,478	14.51	1,950.3	2.70	

5 愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画（平成24年～平成27年）

改定年度：平成24年2月

目標年：平成27年度

目標：①エコファーマーを4500人育成
②GAP手法を120産地等に導入

評価：①については、平成28年3月30日時点で3488人と目標値に達しなかった。

②については、平成27年12月時点で142産地となり、目標を達成した。

なお、平成24年を基準として化学肥料使用量（窒素成分）は平成27年に2.7%削減、化学農薬使用量（10a当たり成分量）は平成27年に5.1%削減となった。

年度	肥料流通量				化学肥料 削減率	農薬				化学農薬 削減率
	県全体の 流通量	単位面積当たり肥料成分量(kg/10a)				出荷量 (t)	10a当たり出荷量 (kg/10a)	成分量 (t)	10a当たり成分量 (kg/10a)	
		窒素	リン酸	カリ						
24	70,306	10.7	6.2	6.8	100	10,174	14.15	2,022.2	2.81	100
25	75,132	11.7	6.3	7.6	↓ 97.3	10,609	14.86	1,838.7	2.58	↓ 94.9
26	72,680	11.3	6.1	7.3		11,261	15.90	1,956.1	2.76	
27	64,723	10.4	5.0	6.6		12,095	17.20	1,877.0	2.67	

用語解説

【愛知県農産物環境安全推進マニュアル(愛知県版GAP)】

愛知県が18年3月に取りまとめたGAP手法。環境対策、安全対策に加え、安心・信頼対策として産地と流通・消費者との交流などコミュニケーションも重視しています。また、国が策定した「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」を踏まえ、これまで以上に産地等へのGAP手法の導入が促進されるよう、23年7月にマニュアルを改正しました。

【エコファーマー】

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、「堆肥等の有機質資材による土づくり」、「化学肥料低減技術」、「化学農薬低減技術」のすべてを用いた持続性の高い農業に取り組む計画を県知事が認定した農業者の愛称です。県内では累計、5,450名(29年1月11日現在)の農業者がエコファーマーの認定を受けています。

【温室効果ガス】

京都議定書で対象にした温室効果ガスは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素やフロンなど6種類。このなかで温室効果の9割を占めているのが、化石燃料(石油)などを燃やすことで生じる二酸化炭素です。

【食と緑の基本計画 2020】

「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」(平成16年愛知県条例第3号)に基づき、愛知県が28年3月に策定した計画。この計画は、食と緑に関する施策の基本的な方針であり、2020年度にめざす“あいちの姿”として「競争力の高い農林水産業の展開により食料等の安定的な供給の確保」、「農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践」、「自然災害に強く緑と水恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり」の3つの姿を示しており、農林業者、関係団体、県民の皆さんと連携して取り組んでいく方針です。

【生物多様性】

生物多様性とは、あらゆる生物の種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、生物が過去から未来へ伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念です。

【ポジティブリスト制度】

ポジティブリスト制度とは、残留基準の設定されていない農薬が残留する食品の販売等を禁止する制度です。ポジティブリスト制度においては、全ての農薬等に残留基準を作りリスト化し、リストにない農薬が使用された場合についても一定量を超えて含まれている場合には規制対象となり、食品の安全管理が強化されました。

【GAP手法】

GAP(Good Agricultural Practice:農業生産工程管理)手法とは、農業者自らが、①生産工程の中で環境や安全に配慮するために注意しなければならない項目(=点検項目)を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという、一連の生産工程の管理手法(プロセスチェック手法)のことです。GAP手法は、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、このような生産工程の管理手法を多くの産地・農業者が取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、安全な農産物の安定的な供給、環境保全、農業経営の改善・効率化の実現につながるものです。

【IPM】

IPM(Integrated Pest Management:総合的病害虫・雑草管理)とは、安定した農業生産を実現するため、病害虫を適切に防除するとともに、人の健康へのリスクと環境への負荷を軽減するための概念として国際的に提唱されたものです。病害虫の発生予察情報に基づく適時・適切な防除の推進、生物農薬や選択性の高い化学農薬の利用などの手法を適切に組み合わせ、農業者と消費者の双方にメリットのある取組として位置付けられています。